

令和4年8月3日からの大雨で被災された皆さんへ

【県税の減免等】

被災された皆さんが今後納付すべき県税（個人事業税、不動産取得税および自動車税〈種別割〉）は、被害の状況に応じて減免等を行いますので、詳しくはご相談ください。

☎ 中南地域県民局県税部（☎ 32-4341）

【住宅ローン等の減免】

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、住宅ローン等の減免を申し出ることができます。詳しくは、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページ（<http://dgl.or.jp/>）で確認してください。

☎ 東北財務局青森財務事務所理財課（☎ 017-722-1463）

相続等による不動産に関するルールが変わります

相続で取得した土地所有権の国庫への帰属に関する制度の新設や相続登記の申請義務化など所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。

詳しくは、法務局のホームページで確認するか、お問い合わせ

してください。

☎ 青森地方法務局登記部門（☎ 017-776-6231〈音声案内4番〉）

不正軽油は脱税です

軽油引取税は、自動車等の燃料となる軽油の引き取りに対し、1リットル当たり32円10銭の税率で課税される県税です。

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜて製造した不正軽油を自動車の燃料として販売し、消費した場合などは、脱税行為として軽油引取税が課されます。

不正軽油は脱税行為だけでなく、環境汚染の原因にもなります。県では、道路での燃料採取調査や各事業所への訪問調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

また、不正軽油の製造、販売および使用に関する情報がありましたらお寄せください。

☎ 青森県税務課「不正軽油110番」（☎ 017-734-9066） / 中南地域県民局県税部（☎ 32-4341）

事業承継をサポートします

青森県事業承継・引継ぎ支援センターでは、円滑な事業承継を促すため、ニーズや相談の意向にきめ細かな個別支援を行っ

ています。

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える人、経営を引き継ぐ意思のある人等からの相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

☎ 青森県事業承継・引継ぎ支援センター（21 あおもり産業総合支援センター内、☎ 017-723-1040、F 017-735-5777、E hikitsugi@21aomori.or.jp）

津軽地域障害者就職面接会

障がいがある人を対象とした就職面接会を開催します。

▼とき 10月24日(月)、午後1時～3時30分（受け付けは午後0時30分～） / 10月25日(火)、午前10時～午後0時30分（受け付けは午前9時30分～）

▼ところ ヒロロ（駅前町）4階市民文化交流館ホール

▼参加料 無料 ※完全予約制。

☎ 10月11日(火)までに弘前公共職業安定所専門援助部門（☎ 38-8609、内線45#）へ。



自社の未来を考える 経営者セミナー

【知らないと損する事業承継・廃業という選択肢】
経営者として事業の未来を考

える上で知っておくべき、事業承継の知識、廃業に関する知識等をわかりやすくお伝えします。セミナーでは、事業承継計画の立て方のワークショップも行い、実践的に学べる内容です。

▼とき 10月26日(水)、午後1時30分～3時30分

▼ところ 総合学習センター（末広4丁目）大会議室

▼内容 ①廃業の基礎知識、②事業承継の基礎知識、③廃業と事業承継の違いの理解および比較、④簡易事業承継作成ワーク

▼対象 県内の経営者＝20人 ※事前の申し込みが必要。

▼申し込み方法 申し込みフォーム（QRコード）から申し込みを。



☎ ビジネスマーケット（☎ 03-6452-9501、F 03-6452-9511、E info@bizma.jp）

行政書士による無料相談会

各種許認可（役所への申請・届出等）、契約書の作成、相続、遺言、成年後見など、困っていることがある人の相談に行政書士が応じます。



▼とき 10月12日(水)、午後2時30分～4時30分

▼ところ ヒロロ（駅前町）3階多世代交流室2

☎ 青森県行政書士会中弘支部（☎ 29-2262）

秋の火災予防運動

10月17日～23日

「お出がけは マスク戸締り 火の用心」

☎ 弘前消防本部予防課（☎ 32-5104）
または最寄りの消防署・分署へ

県下一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。この季節は日増しに寒くなり、火を取り扱う機会が多くなりますので、次のことに注意しましょう。

暖房器具の点検はお済みですか？

暖房器具は使う前に点検を！

自宅の住宅用火災警報器は正常に作動していますか？

いざという時に機能するか確認しましょう。まだ取り付けしていない人は早めの設置をお願いします。

住宅防火 いのちを守る10のポイント

【4つの習慣】

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

【6つの対策】

- ①ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③部屋を整理整頓し、寝具・衣類・カーテンは防災品を使用する
- ④消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- ⑤高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



10月1日運用開始
岩木川ダムメール 事務所（☎ 85-3035）

ダムから放流があることをEメールでお知らせします。

▼登録方法 登録専用ウェブサイト（QRコード）から登録してください。



詳細は「岩木川ダム統合管理事務所」で検索を。

※受信制限機能を利用している場合は、「sg-p.jp」ドメインのEメールが受信できるように、受信設定を変更してください。